

LPガス商慣行是正に関する取組状況について

2025年6月23日
株式会社ザ・トーカイ

目次

1. 商慣行是正に関する基本方針

- (1) 過大な営業行為の制限
- (2) 三部料金制の徹底
- (3) LPガス料金等の情報提供

2. 取組推進のための体制

- (1) 社内研修・理解度確認
- (2) 管理体制（遵守の確認）
- (3) 取引LPガス事業者に向けた取組

1. 商慣行是正に関する基本方針



2024年5月16日に「適正な取引に関する取組宣言」をホームページに掲載し、これからの社会・暮らしに安心・安全・手頃で信頼できる持続可能なエネルギー・サービスを提供し、多くの人々がこのエネルギーを選択できる環境づくりと適切な投資でインフラ拡大することを社内外に発信しました。

適正な取引に関する取組宣言

《エネルギー・サービスのビジョン》

わたしたち（株式会社ザ・トーカイ）は、これからの社会・暮らしに安心・安全・手頃で信頼できる持続可能なエネルギー・サービスを提供し、多くの人々がこのエネルギーを選択できる環境づくりと適切な投資でインフラ拡大を行ないます。

《取り組み》

これからの社会・暮らしに持続可能なエネルギー供給を行い、お客様に信頼されるサービスを提供します。そして自由な発想とチャレンジで新たな商慣習実現に向け取り組みます。

《宣言》

わたしたちは、提供させていただくLPGガス・新都市ガス・新電力・PPAをご利用するお客様に対し、料金を事前に提示し、安心・安全な信頼されるエネルギー供給を行います。

わたしたちは、手頃で信頼できる持続可能なエネルギーを供給する為に、適切な投資を行い、お客様に料金や投資に伴う費用を分かりやすく示し提供します。

わたしたちは、お客様が自由に様々なエネルギーを提供する企業を選択できるように、情報提供と供給契約を行います。

わたしたちは、弊社グループの各種商材やサービスを手頃な価格で提供し、人々の暮らしに社会に笑顔を届けます。

1. 商慣行是正に関する基本方針



全社で社内ガイドラインを策定しました。
社内ガイドラインに則り、改正省令を遵守しています。

(1) 過大な営業行為の制限

- 新規取引において、集合物件の所有者に対する設備の無償貸与・フリーメンテナンスサービス等の物品の提供及びLPガス容器置き場の賃借料等の金銭的な利益の提供は一切行っていません。
- 取引不動産会社・建築会社に対して、集合住宅における新規取引についての内容・条件の見直し交渉を行い、現在は設備の無償貸与・フリーメンテナンスサービス等の物品の提供は一切行っていません。一部の取引先においては同業他社や都市ガス・電化等の他エネルギーに流れ、失注したケースもありますが、多くの取引先から理解を頂き、ガス消費設備や消費機器を購入頂いています。
- 戸建・業務用物件において、ガス消費設備を建物所有者に対して貸与する場合は、社内ルールに沿って適切な設備料金を設定しています。

1. 商慣行是正に関する基本方針



(1) 過大な営業行為の制限

- 2024年3月以前に賃貸住宅オーナーと締結した既存契約については、契約期間満了までに省令改正に沿った契約を再締結します。
- 戸建住宅における訪問販売については、強引な勧誘行為等の特定商取引法に関する社内教育を定期的に従業員及び関係協力会社に対して実施しています。また、今回の省令改正に対応した料金の透明性を高めた申込書の改定を実施し、消費者に不利益を発生させないよう努めています。

(2) 三部料金制の徹底

- 2025年3月末に全てのお客様に対して販売通知事項の改定をハガキ（次ページ参照）により周知し、2025年4月利用分より三部制料金を導入しました。
- 設備料金については社内ルールに基づき適切な設定をしています。
- 検針票のシステム対応と合わせ、新規利用者と締結する各種申込書・契約書を改定し、消費者に料金や投資に伴う費用を分かりやすく示すことで料金の透明性を高めています。

(3) LPガス料金等の情報提供

- 賃貸住宅への入居希望・予定者、不動産管理会社、賃貸住宅オーナーより物件のLPガス料金の提示を求められた場合は、適切かつ迅速に回答しています。
- 不動産管理会社向けにガス料金提示システムの開発を検討しています。

(参考) 周知ハガキ文面



販売通知事項の変更について

2025年3月

拝啓 皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社LPガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2024年4月2日に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の施行規則の一部を改正する省令が公布されました。今回の改正省令に基づき、ガスご利用開始時にお渡しした販売通知事項を変更しますのでご案内をさせていただきます。

■販売通知事項の変更内容

三部料金制（改正省令第16条第15号の7）の導入に伴い、2025年5月より、これまでの【基本料金】が【基本料金】と【設備料金】に分かれた表示となります。

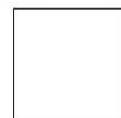
変更に伴う、ご請求金額の増減はございません。金額の内訳については、2025年5月の検針票をご覧ください。

販売通知事項の全文については、右記QRコードよりご確認いただけますと幸いです。

今後も、安全かつ快適にガスをご利用いただけますよう、保安の確保及びサービスの向上に努めてまいります。
引き続き変わらぬご愛顧を何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

販売通知事項
QRコード



記

■販売通知事項の主な変更点（赤字部分が変更箇所となります。）

| | 新 | 旧 |
|------|---|--|
| 4(2) | ガス料金は、別段の合意がない限り、月額固定の基本料金と 設備料金 および ガスご使用量に応じた従量料金 から構成されます。 | ガス料金は、別段の合意がない限り、月額固定の基本料金とガスご使用量に応じた従量料金から構成されます。 |
| | 従量料金は原料費、販売諸経費その他、基本料金と 設備料金 に含まれない費用を含み、ガスの使用量に応じてお支払い頂きます。尚、基本料金と従量料金が区分されていない料金表では使用量が0.0m3欄記載の料金額が基本料金に相当します（各使用量金額より基本料金と 設備料金 を除いたものが従量料金に相当します）。 | 従量料金は原料費、販売諸経費その他基本料金に含まれない費用を含み、ガスの使用量に応じてお支払い頂きます。尚、基本料金と従量料金が区分されていない料金表では使用量が0.0m3欄記載の料金額が基本料金に相当します（各使用量金額より基本料金を除いたものが従量料金に相当します）。 |

- 基本料金とは、LPガスを使用しなくても毎月定額でお支払いいただく料金です。
基本料金には、主に供給設備費用（バルク設備を除く）、保安維持費用、検針・集金費用およびこれらに関する諸費用が含まれます。
- 設備料金とは、当社（店）の所有する消費設備、機器等をご利用いただいている場合に別途加算される料金です。
- 従量料金とは、LPガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。
従量料金には、原料費、販売諸経費その他、基本料金と設備料金に含まれない費用が含まれます。

<~2025年4月>

$$\text{ガス料金} = \boxed{\text{基本料金}} + \boxed{\text{従量料金}} \\ \boxed{\text{毎月のガス使用量}} \times \boxed{\text{従量単価}}$$

<2025年5月~>

$$\text{ガス料金} = \boxed{\text{基本料金}} + \boxed{\text{従量料金}} \\ \boxed{\text{設備料金}} + \boxed{\text{毎月のガス使用量}} \times \boxed{\text{従量単価}}$$

(例) 基本料金 2,750円 ⇒ 基本料金 2,640円
設備料金 110円

※上記例は税込表記となります。

2. 取組推進のための体制



(1) 社内研修・理解度確認

- 説明会や会議を通じて、省令改正の正しい理解と社内ガイドラインの正しい運用を全ての従業員に対して周知徹底しています。

(2) 管理体制（遵守の確認）

- ガス供給に係わる契約案件について、社内ワークフローにより承認・決裁を受けなければ契約及び着工することができないフローとしています。
- 社内ワークフローにおいては各部門の上位者が社内ガイドライン（省令改正）に適合している案件のみ承認・決裁をしています。
- 上記の承認・決裁ルールが遵守されているか、本社管理部門による定期調査を実施しています。

(3) 取引LPガス事業者に向けた取組

- 各地区の販売店会総会・研修会にて省令改正についての情報共有・説明を定期的に実施しています。
- 三部料金制対応のシステム導入の援助を行いました。